

申し合わせ

【伊豆漁業協同組合 土肥支所】 共第11号漁業権漁場における遊漁行為

平成31年2月

1. 日中の遊漁船の操業
 - (1) 伊豆漁協土肥支所所属船
 - ・マダイのコマセ釣りは午前7時から午後3時まで
 - ・その他の釣りは午前5時から午後5時まで
 - (2) その他の遊漁船
 - ・午前7時から午後3時まで
 2. 漁礁付近でのアンカー止めによる釣り、又すべての区域での両錨禁止
 3. 夜間のいか釣り
 - (1) 伊豆漁協土肥支所所属船は午後5時30分より、その他の遊漁船は午後6時よりアンカーを投入しても良い
 - (2) 夜間の操業時間は自由とする
 - (3) 場所取りの為、終日船を置く事は禁止する
 - (4) 夜間灯火については4灯以下で合計5kwを上限とし、必要最小限の明るさにする事
- ※小下田地先については小下田地区の取り決めに従う

上記のとおり土肥遊漁船業組合との間で申し合わせを行いましたのでご理解、ご協力をお願い致します。また、昨今シーカヤックなどの無動力船が操業中の漁船、遊漁船に近付いてくる事例が見られますが、危険ですので近付かないようお願いします。

申し合わせ

【伊豆漁業協同組合 土肥支所 小下田地区一本釣り漁業者】 小下田地先における漁業操業について

平成27年5月

小下田地区地先の漁場は、昔から小下田地区小型一本釣り漁業者の重要な漁場であり、漁場の平等利用や漁場の環境保全、繁殖保護の観点から、いろいろ操業に関する取り決め、申し合わせ事項を決め守り操業してきております。

しかしながら近年、他地区船の操業が増え、地元船とのトラブルが多発してきているため、下記決定事項をご理解のうえ周知徹底厳守されますようご指導願います。

記

1. 漁業者及び遊漁船（レジャー船・無動力船を含む）は、小下田地先漁場においてのアンカー釣り（シーアンカーも含む）の禁止
2. 漁業者及び遊漁船（レジャー船・無動力船を含む）は、小下田地先漁場においてのころがし釣り（巻きこぼし釣り）の禁止。
3. 遊漁船（レジャー船・無動力船を含む）の釣り時間は、午前7時から午後3時までとする。（地元遊漁船組合に順ずる）